

## 市民健康福祉委員会行政調査報告から

### 【秋田市】

#### 子どもの貧困対策について

秋田市は、「秋田市子ども・子育て未来プラン」に基づき、未来を担う全ての子どもたちが健やかに成長できる社会の実現を目指した施策を展開すること等を目的に、平成28年度に子どものいる世帯の生活状況に関する実態調査を行うとともに、庁内をはじめ、関係機関を集めた連絡会を開催する中で、「秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～」を29年3月に策定し、実効性ある取り組みを推進している。

#### 1. 第2次秋田市子ども・子育てみらいプラン

- (1) 目的：子どもの健やかな成長と子どもを生み育てやすい環境づくりに取り組む
- (2) 計画の対象者：「子ども」、「子育て家庭」、「結婚や子育てを希望する若い世代」
- (3) 計画期間

平成27年度～31年度（社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直す）

- (4) 基本目標

- ① 教育・保育、地域の子育て支援の総合的な提供

- ・質の高い教育・保育の提供
- ・地域における子育て支援の充実
- ・放課後児童対策の充実

- ② 妊娠・出産期からの切れ目のない支援

- ・妊産婦・乳幼児に関する切れ目のない保健対策の充実

- ・食育の充実 ・小児医療等体制の充実

- ③ 次代を担う子ども・若者の育成支援の充実

- ・子どもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備
- ・家庭や地域の教育力の向上
- ・青少年健全育成活動の推進 ・次代の親の育成

- ④ ワーク・ライフ・バランスの推進

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・社会全体で子育て家庭を応援する仕組みづくりの推進

- ⑤ 安全・安心な生活環境の整備

- ・子どもの安全確保
- ・子育てを支援する生活環境の整備

- ⑥ 子ども・若者と家庭へのきめ細やかな支援

- ・児童虐待防止対策の充実
- ・ひとり親家庭の自立支援の推進
- ・障がい児等に対する支援の充実
- ・社会参加に困難を有する子ども・若者への支援
- ・子育てに係る経済的支援の充実

教育・保育施設の量の見込みと確保方策

区分	量の見込みと確保方策	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
1号認定	量の見込み	3,461	3,366	3,271	3,176	3,079	
	確保方策	4,578	4,398	4,398	4,398	4,398	
2号認定	量の見込み	2,677	2,603	2,529	2,455	2,383	
	確保方策	3,187	3,487	3,487	3,487	3,487	
3号認定	1・2歳児	量の見込み	2,423	2,353	2,282	2,213	2,143
		確保方策	2,295	2,295	2,295	2,295	2,295
	0歳児	量の見込み	681	661	641	619	600
		確保方策	925	925	925	925	925



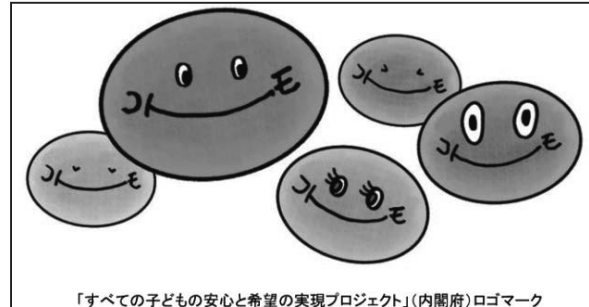
## 2. 秋田市子どもの未来応援計画～子どもの貧困対策～

### (1) 計画策定の目的

平成25年の国民生活基礎調査によると、我が国の子どもの貧困率は16.3%と、子どものおよそ6人に1人が貧困状態にある厳しい水準となっていることから、貧困の状況におかれ困難を抱えている子どもの状況を把握し、適切な支援が確実に届く仕組みを作るとともに、貧困が世代を超えて連鎖することのないよう実効性ある取り組みを推進する。

### (2) 計画の対象

- ・ 0歳から満18歳になった最初の3月31日までの子どもとその保護者
- ・ 貧困の状況にあることで生活上の困難を抱えている子どもとその家庭、または抱えやすい状況にある子どもとその家庭



### (3) 計画期間

平成29年度～33年度までの5年間（社会経済情勢等の変化を踏まえ、必要に応じ見直す）

### (4) 秋田市における子どもの貧困の状況

#### ① アンケート調査の実施

対象	市内在住の18歳以下の子どもを養育している保護者3,000人
回答数	1,909件（回答率63.6%）
調査期間	平成28年9月15日～9月30日

#### ② ヒアリング調査の実施

調査団体	13団体 県：中央児童相談所、ひとり親自立支援センター など 民間：NPO法人あきた子どもネット、フードバンクあきた など
調査期間	平成28年11月2日～11月17日

#### ③ 子どもを取り巻く状況（アンケート結果及び統計データより）

- ・ 国の貧困線を下回る水準の世帯（貧困線未満の世帯）で生活する子ども等の割合は6.4%。
- ・ 同割合をひとり親世帯に限ってみると、32.4%となっており、ひとり親世帯では国の貧困線を下回る水準で生活する子どもの割合は約3人に1人という厳しい状況である。
- ・ 貧困線未満の世帯の74.8%が現在「生活が苦しい」と感じている。
- ・ 貧困線未満の世帯の37.5%が、子ども（中学生）の成績が遅れているとしている。
- ・ ひとり親世帯の16.7%、貧困線未満の世帯の7.1%が、現在は相談相手がないものの、相談相手がほしいと考えている。
- ・ ひとり親世帯・貧困線未満の世帯のそれぞれ4割程度が、今後、経済的な事情によって、「子どもを短大や大学等へ進学させない、中退させる」可能性があるとしている。

#### ④ 支援者ヒアリングから見える状況

保護者	・ 非正規雇用や短期雇用のため、収入が少ない傾向がある ・ 相談相手がない、相談先がわからないなど孤立感を抱えている方がいる
子ども	・ 家計への負担を考え、進学や就職に不安を抱えている子どもがいる
学校など関係機関の連携	・ 学校、母子保健担当、生活保護担当、民間団体などをつなげるネットワーク体制の整備が求められる

(5) 子どもの貧困に係る課題（まとめ）

相談・支援体制に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者が悩みや不安を抱えても相談先がわからない場合や、孤立感を持っている場合がある。</li> <li>・家庭の複合的な問題に対し、子どもと保護者にきめ細やかな支援を行うために、広く関係機関が連携し包括的な対応を行う必要がある。</li> </ul>
生活に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・経済的な不安や時間的に余裕のない生活から、保護者が子どもと関わり合う時間が少ない現状がある。</li> <li>・保護者の就労状況などにより生活の安定を図るとともに、子どもが地域などで多様な社会経験を通じて、自信をもって自立して生活できる社会性を身に付けるような取り組みが必要。</li> </ul>
教育に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭の経済状況により、進学や就学の選択肢が狭められる現状がある。</li> <li>・より一層子どもの年齢に応じた学力の保障と学びの機会を確保するとともに、学校や地域が協力し様々な場で一人一人の能力を伸ばすよう支援する必要がある。</li> </ul>
保護者の就労状況や経済的状况に関する課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・母子世帯では非正規雇用が多く、就労収入が少ない傾向がある。</li> <li>・就労希望等により保育を必要とする保護者に対応した保育の確保や増収などの就労支援が必要。</li> <li>・経済的支援により生活の基盤を下支えする必要がある。</li> </ul>

(6) 計画の基本的な考え方

**基本理念** 未来を創る子どもたちが、自分の将来に夢と希望を持ち、豊かで幸せな社会をともに作りだすたくましさを持って成長していけるよう、社会全体で育む

**基本目標** 子どもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、様々な生き方を選択・実現できるよう、また、たくましく未来を築く力を持ち、次の世代へと健やかな命をつないでいくことができるよう、家庭、地域、社会が一体となって子どもの育ちを支える。

**施策** **I：困難に気づき、支援につなげる**

福祉や教育の分野をはじめとする多様な機関及び地域の関係者による連携を図り、貧困の状況にある、または貧困の状況に陥るおそれのある子どもとその家庭を早期に把握し、適切な支援につなげる。

**II：成長を育み、切れ目なく支える**

全ての子どもの健やかな成育を切れ目なく支えるとともに、子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を身に付けることができる居場所を整備する。

**III：学びの機会を確保し、環境を整える**

乳幼児期の保育・教育を保障するとともに、学齢期の子どもに対して基礎学力の育成を目指す。また、就学の継続と大学等への進学を支援する。

**IV：暮らしの安定を図り、自立を促す**

現金給付や現物給付により、暮らしの安定を図るとともに、保護者の就労及び生活を支援し、貧困の状況にある家庭の自立を促進する。

(7) 主な取り組みと目標

施策	取組み	主な事業	現状 (H27)	目標 (H31)
Ⅰ 困難に気づき、支援につなげる	①相談等による状況の把握	児童家庭相談、女性相談 ＜目標＞相談件数	7,286 件	4,850 件
		生活困窮者自立相談支援事業 ＜事業概要＞ 生活困窮者の抱える課題をアセットメントし、把握したニーズに応じたプランを策定、関係機関と連携してプランに基づく包括的な支援を行い、困窮状態からの自立を支援	①新規相談 581 件	590 件
	②教育機関、市、地域等との連携体制の整備	スクールカウンセラー配置事業、子どもを守る地域ネットワーク強化事業（要保護児童対策地域協議会）	-	-
Ⅱ 成長を育み、切れ目なく支える	①出産前からの切れ目ない支援	助産制度、妊娠期からの相談支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健康診査	-	-
	②学齢期の子どもの居場所づくり	放課後児童健全育成事業 ＜目標＞登録児童数	1,257 人	1,824 人
		子育て短期支援事業、病児保育事業	-	-
	③子どもの生活支援	ファミリー・サポート・センター事業 ＜事業概要＞（目標）述べ利用人数 子どもの預かり等の援助を受けることを希望する方と、援助を行うことを希望する方との相互援助活動に関する調整等を行う	2,426 人	2,680 人
経過観察クリニック、母子生活支援施設、食育の推進		-	-	
Ⅲ 学びの機会を確保し、環境を整える	①保育の確保	休日保育事業、延長保育事業、一時預かり事業	-	-
	②幼児教育の向上	保育所における教育の充実、幼保小研修会の充実及び幼児と児童の交流活動の推進	-	-
	③基礎学力の向上	生活困窮者学習支援事業 ＜事業概要＞（目標）高校進学率 市内各所で週2回、英語・数学を中心に学力向上のための指導や進学に関する相談・情報提供を行うほか、子どもたちが安心して過ごせる居場所を提供する	100%	100%
		学校訪問指導、教職員研究会の充実、適応指導センター「すくうる・みらい」運営事業	-	-
	④就学支援	小・中学校就学奨励事業 ＜目標＞就学援助制度に関する周知状況	100%	100%
特別支援教育推進事業、母子父子寡婦福祉資金貸付事業		-	-	
Ⅳ 暮らしの安定を図り、自立を促す	①経済的支援等による暮らしの支援	生活保護、児童扶養手当支給事業、福祉医療費給付制度、幼稚園就園奨励事業	-	-
	②保護者の就労支援	ひとり親家庭自立支援事業 ＜目標＞ ①就業支援講習会受講者数 ②自立支援教育訓練給付金受給者数 ③高等職業訓練促進給付金受給者数	① 58 人 ② - ③ 7 人	① 48 人 ② 4 人 ③ 8 人
		母子父子寡婦福祉資金貸付事業	-	-
	③保護者の生活支援	市営住宅優先入居制度 ＜目標＞子育て世帯向け住戸の整備戸数	30 戸	35 戸 （累計）
養育支援訪問事業、心のふれあい相談会、生活困窮者住居確保給付金		-	-	

(8) 計画の推進体制と進捗状況の評価

① 全庁横断的な推進体制

子どもの貧困問題は多岐にわたっており、対策を総合的に推進するためには、教育、福祉、子ども関係等の多様な分野の関係課等が連携し、協力して施策に取り組むことが重要であることから、庁内横断的な組織として「子どもの貧困対策庁内連絡会」を設置。

② 民間団体や庁外の関係機関との連携

支援を行う民間団体や庁外の関係機関・団体などとのネットワークを構築し、連携を強化するとともに、子どもの貧困対策に関する効果的な支援のあり方の検討、優れた実践例など支援の参考となる情報の共有、市民意識の醸成に資する情報発信など、実情に沿った取組みを継続的に推進する。

③ 計画の進捗状況の評価

指標の推移や目標値の達成状況、事業実績を毎年度把握することなどによって、計画の適切な進行管理を行うとともに、計画の策定・実行・評価・改善（P D C A）のサイクルに基づく点検評価を毎年度実施し、必要に応じて今後の施策へ反映する。また、平成31年度には中間検証を実施し、目標値の見直し等を図る。

3. 計画を踏まえた新たな取組み

(1) 子どもの居場所づくり事業

子どもが安心して過ごし、様々な生活習慣や未来を築く力を身に付けることができるよう、食事や学習の支援を行う。（市民協働事業提案で採択された事業に協力・支援するもの）

提案名（団体名）	提案事業	取組内容
小歩むすび （フードバンクあきた）	貧困家庭に限らず、孤食している大人や子どもと一緒に食事をする場を通して、それぞれが抱えている問題を早期発見し、寄り添いながら支援につなげて解決を目指すとともに、貧困家庭における制服購入の経済的負担をリユースにより軽減する。	①フードドライブの寄付品を活用した食堂「みんなdeごはん」を開催 ②他団体が運営する子ども食堂への食品提供が安全かつ円滑に進むような仕組みづくり ③不要となった学校制服の寄付を募り、生活困窮世帯へ提供してリユースする仕組みづくり
子どもいきいき 応援事業 （秋田県教育協会）	経済的な事業により学びたくても学べないでいる子どもたちの学習を支援することにより、負の連鎖を断ち、子どもたちに将来への夢と希望をもたせることを目指す。	①経済的理由により学習が疎かになりがちな子どもを対象にした無料の学習支援教室を開設 ②保護者からの子育て等に関する電話相談窓口を開設
子どもの安全基地 づくり事業 （あきた子どもネット）	定期的に社会的な関わり合いの場を提供することによって、子どもたちの孤立を予防し、将来的な生活困窮の回避につなげていく。	①生活困窮世帯の小中学生の居場所づくり ②1週間に2回程度を目安として、食事・食料品の提供
おむすびごろりん （新屋参画屋）	安心安全な秋田米の“おむすび”提供の場を介し、児童、高齢者の地域社会参加の機会を設けることで、学びや心身の健康の格差解消を目指す居場所づくりのシステムをつくる。	①自然環境や農業、農作物の本質を学ぶ機会として、米作りのレクチャー及びアグリツーリズム体験企画 ②秋田町屋でのおむすびの無料提供と学び、遊び、社会参加の機会としてイベント「おむすびごろりん」を開催

## 【板橋区】

### 児童相談所の開設に向けた取組状況について

平成28年6月の児童福祉法改正により、特別区に児童相談所を設置することが可能となり、「板橋区児童相談所移管に係る検討会」において、移管に向けた準備を進めることとなった。

児童相談所の設置にあたって、子どもの最善の利益を考慮し安心と希望に満ちた未来の実現を目指し、子どもの心身ともに健やかな育成を支援するため、児童相談所と子ども家庭支援センターの機能を併せ持つ「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」を設置することとした。

#### 1. 児童相談所の開設に向けた区・都・国の動き

##### (1) 板橋区の動き

区の児童相談所の移管に係る検討体制として、「板橋区児童相談所移管に係る検討会（平成25年12月26日区長決定）」を設置し、庁内横断的な調整・検討を進めている。

##### 【検討課題】

- ① 児童相談所の施設整備
- ② 児童相談所移管後の児童相談行政の体制・組織について
- ③ 人材の確保・育成について
- ④ 関係所管課による課題（児童相談所設置市の事務の移管等）

##### 【検討状況】

- ① 児童相談所を移管するに当たっての課題の抽出・整理。
- ② 児童相談所の移管に向けた具体的検討課題の再調整、ロードマップの作成。
- ③ 児童相談所設置場所、施設整備の検討。
- ④ 「(仮称)子ども家庭総合支援センター」の基本構想の策定。
- ⑤ 児童相談所を移管するに当たっての課題への対応策の検討。

##### (2) 区長会の動き

児童相談所移管準備にかかる区長会の検討体制として、「特別区児童相談所移管準備連絡調整会議（平成28年7月15日制定）」を設置し、関係部課長会との連絡調整、都との協議等を行っている。

##### 【検討状況】

- ① 副区長会からの検討下命に基づき、関係部課長において各検討分野の課題抽出・整理。
- ② 児童相談所を移管するに当たっての課題への対応策に係る検討。

##### 検討項目数

財源、人材、小児疾病、障害児対応、体制等	共通課題	146項目
	都協議課題	153項目

(3) 東京都の動き

特別区による児童相談所の設置に向けた協議体制として、設置計画に係る確認の進め方を提示し、モデル的確認作業実施区の計画確認作業を開始。「モデル的確認実施区」は平成32年度開設予定の世田谷区・荒川区・江戸川区とし、確認作業の内容は、特別区長会を通じ、他区へフィードバックし共有を図っている。

また、全区を対象とし、実務対象者向け児童相談所の業務内容について勉強会を開催した。

**【確認作業の主な事項と確認の視点】**

- ① 計画の基礎的事項（区が児童相談所を設置する意義・必要性、自立的な計画、区としての一貫した執行体制の構築）
- ② 設置（時期・場所・施設規模・スケジュール）
- ③ 運営（所要人員・職員の確保・育成、夜間・休日対応の体制、一時保護後の援助方針の決定等）
- ④ 児童相談所設置市の事務の執行体制

(4) 国の動き

平成28年6月に交付された「児童福祉法等の一部を改正する法律」附則による、設置に係る支援その他の必要な措置として、財政面や制度面における支援を講じている。今後も、児童相談所設置に向けた課題を整理し、財政面・制度面における必要な支援を検討するとしている。

**【財政面における支援策】**

児童相談所設置準備に係る補助職員の配置に要する費用への補助等

**【その他】**

都道府県・指定都市・児童相談所設置市宛てに市区における児童相談所設置に向けた協力を依頼

- ① 児童相談所の設置に係る人材確保・育成
  - ・児童相談所設置準備から設置後に至るまで、都道府県等と市区間の人事交流の実施
  - ・都道府県等が開催する研修への市区職員の参加要請
- ② 児童相談所及び一時保護所の整備
  - ・児童相談所及び一時保護所の組織体制に関する情報提供の実施
  - ・一時保護所を設置するまでの間の都道府県等が設置する一時保護所の共同利用の実施
- ③ その他児童相談所の設置に係る事務手続き
  - ・市区における児童相談所設置に向けた協議の実施
  - ・児童相談所設置に伴い移譲される業務内容の整理
  - ・児童福祉施設の都道府県等と市区の相互利用に向けた調整

**2. 今後の主な検討課題**

- (1) 施設整備
- (2) 児童相談行政の体制・組織

児童相談所業務と子ども家庭支援センターで実施している身近な子育てサービスを併せて行う『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』を整備し、虐待や子育てに不安を感じている保護者への相談体制を充実させるとともに、妊娠・出産から成長段階に合わせ、関連機関と連携し

切れ目のない一貫した支援を提供するなど、区の強みを生かした支援体制を構築する。

(3) 人材の確保・育成

開設時までには、計画的に人材の確保と育成を行う。児童福祉法の規定に基づき、所長、児童福祉司、児童福祉司スーパーバイザー、児童心理司、医師、保健師、及び弁護士を配置する。また、一時保護所には、児童福祉法施行規則に基づき児童指導員、保育士、看護師等を配置する。なお、配置する職員に関しては、任用資格を持った職員を都の児童相談所に派遣するなど経験を積ませ、開設までに確保・育成していく。

(4) 児童相談所設置市の事務

児童相談所における相談業務のみならず、援助活動を実施するための児童福祉施設の設置認可、里親の認定等を一貫して行うことが必要なため、児童相談所設置市が処理する事務がある。担当部署の割り振り、共同処理の実施の有無など、新たな業務の実施体制を検討していく。

### 3. 「(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター」基本構想について

(1) 基本方針

【めざす姿】

「すべての子どもの健やかな成育を切れ目なく支援する

子ども・家庭・地域の子育て機能の総合支援拠点」

【3つの視点】

- ・子育ての不安を緩和し、地域の子育てを支援する。
- ・特別な支援が必要な家庭に、専門的な支援を行う。
- ・地域ぐるみで育て、見守る「地域の子育て」支援体制を推進する。

(2) 基本的な取り組みと実施事業

① 子育てしやすく安心な環境の提供

- ・総合相談
- ・子育て支援サービス

② 特別な支援が必要な家庭への支援

- ・専門相談・援助
- ・養育支援訪問事業
- ・一時保護、施設入所、里親制度
- ・児童虐待防止の普及・啓発
- ・愛の手帳の関連事務（※愛の手帳は板橋区が知的障がいのある方に交付している）

③ 「地域の子育て」支援の推進

- ・子育て支援員の養成
- ・子育て交流事業

(3) 管轄区域及び施設概要

① 管轄区域

区内に1か所整備し、全区域を管轄する。



② 施設概要

用途	児童相談所（子ども家庭支援センター機能を含む。）
階数	地上3階建て以下
想定延床面積	2,500㎡程度（予定）
諸室構成 （予定）	一般開放ゾーン（計185㎡程度） 総合相談窓口、親子コミュニティスペース、赤ちゃんの駅など 専門的支援ゾーン（計200㎡程度） 待合室、相談室、面接室、医務室、心理検査室、心理療法室など 一時保護所（定員30名程度）（計1,000㎡程度） 児童居室、学習室、遊戯室、医務室、体育室、食堂など 管理部門（計600㎡程度） 事務室、会議室、倉庫、書庫など
設置場所	板橋区本町24-1（旧板橋第三小学校）※

(4) 今後の検討スケジュール

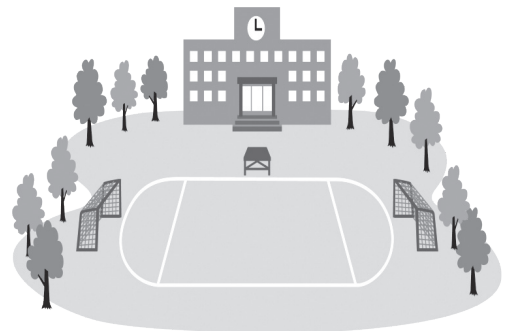
■『（仮称）板橋区子ども家庭総合支援センター』の設置に係るスケジュール

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
施設整備	基本計画		基本設計・実施設計		建設工事 ●開設
解体工事 （体育館・プール）	解体設計	解体工事			
児童相談 行政の 体制・組織	検討				
人材の 確保・育成	長期派遣研修、採用 ●配置				
児童相談所 設置市の 事務 ※	各所管での課題検討		組織・人員の検討、事務引継 ●実施		

※旧板橋第三小学校跡地利用

旧板橋第三小学校跡地は、6,000㎡を超える大規模な敷地である。空地が少ない周辺地域において、防災・地域コミュニティ活性化という2つの重要な役割を担ってきている。

平成14年3月の閉校以来、旧校舎を改修して用途転用し、いたばしボローニャ子ども絵本館、公文書館、ボランティアセンター等として暫定利用している。



■『(仮称)板橋区子ども家庭総合支援センター』の実施事業及び連携のイメージ



## 【大阪市】

### 防犯カメラの設置促進について

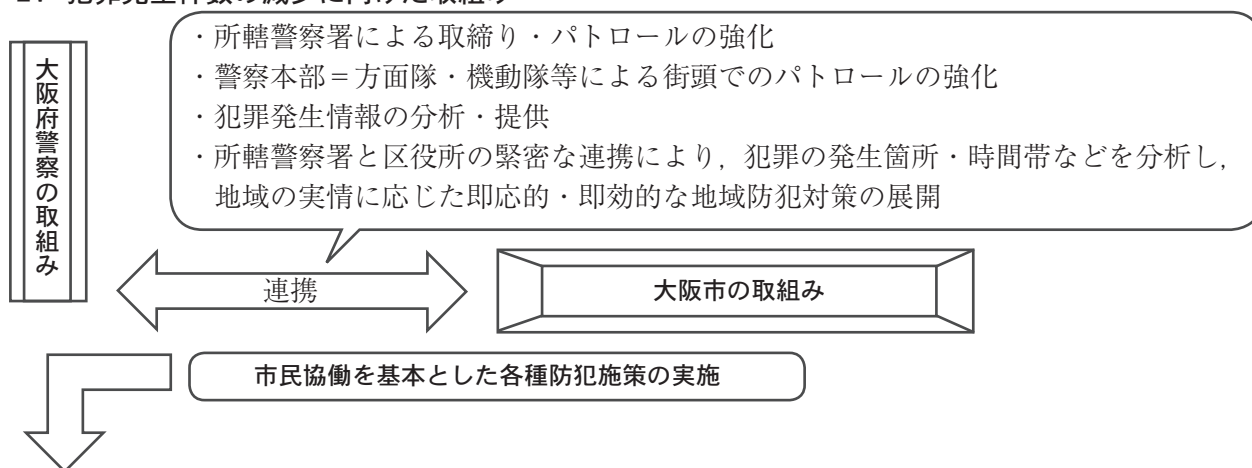
大阪市では、平成14年4月の「大阪市まちづくり条例」に基づき、同年12月に「大阪市安全なまちづくり基本計画」を策定する中で、①子どもや女性の安全、②市民の身近なところで発生する犯罪の防止に重点をおき、市民や大阪府警察と連携するとともに、「大阪市安全なまちづくり協議会」において取組状況を確認しながら防犯対策を進めており、21年度から自治会等を対象にした防犯カメラの設置補助制度を開始したほか、市においても公共施設や通学路周辺に防犯カメラを設置するなど、犯罪抑止に配慮した都市環境づくりを推進している。

#### 1. 大阪市における犯罪発生状況

(単位：件数)

	平成28年	平成27年	平成26年	平成13年
刑法犯	55,295	57,811	63,719	136,454
ひったくり	488	508	716	4,535
路上強盗	89	113	96	228
自動車関連	8,275	7,262	8,603	35,502
特殊詐欺	411 (約18億円)	360 (約16億円)	307 (約10億円)	統計なし

#### 2. 犯罪発生件数の減少に向けた取組み



##### (1) 市民活動に対する支援策の充実

###### ① 防犯ボランティア活動への支援

- ・青色防犯パトロール活動や落書き消去活動に必要な物品の支給
- ・活動経費の一部補助
- ・市民活動保険制度による保障

###### ② 地域の防犯活動の支援に向けた市営住宅空き住戸等の活用

##### (2) 市職員による犯罪抑止活動の強化

###### ① 事業所等における青色防犯パトロールの促進

###### ② 市職員による犯罪抑止と被害者の保護（あんしんパトロール）（各区役所）

###### ③ 各区における青色防犯パトロール活動の実施（各区役所）

###### ④ 警察・社会福祉協議会との特殊詐欺被害防止に関する協定締結（淀川区）

###### ⑤ 子ども安全指導員・防犯サポーターの配置（天王寺区・平野区）

- (3) 犯罪防止に配慮した都市環境づくりの推進
  - ① 防犯カメラの設置（設置費補助制度・公設置）
  - ② 市民協働での落書き消去活動の推進
  - ③ 道路照明灯・街路防犯灯の整備
  - ④ 安全・安心に配慮した公園づくりの推進
- (4) 安全なまちづくり推進協議会や市民運動の活性化
  - ① 各区における地域特性を反映した地域安全防犯施策の推進
    - ・地域の犯罪特性に応じた防犯グッズの作成，普及啓発活動など
  - ② 防犯に関する啓発イベント・キャンペーンの実施
  - ③ キタ・ミナミ地区等での歓楽街浄化対策の推進
- (5) 子どもの安全と少年の非行防止
  - ① 各区における子ども安全対策事業の推進
    - ・大阪市こども110番の家事業，子ども見守り活動団体への装備品の支給，安全マップづくりなど
  - ② 各区青少年育成推進会議における講習の実施
- (6) より効果的な広報啓発活動の実施
  - ① 「安全ガイドブック」の作成・配布
  - ② 広報紙，防犯情報誌等による情報提供
  - ③ 市民局及び各区のホームページにおける防犯情報等の提供
  - ④ 市内一斉自転車盗難防止キャンペーン等の開催



<安全ガイドブック>

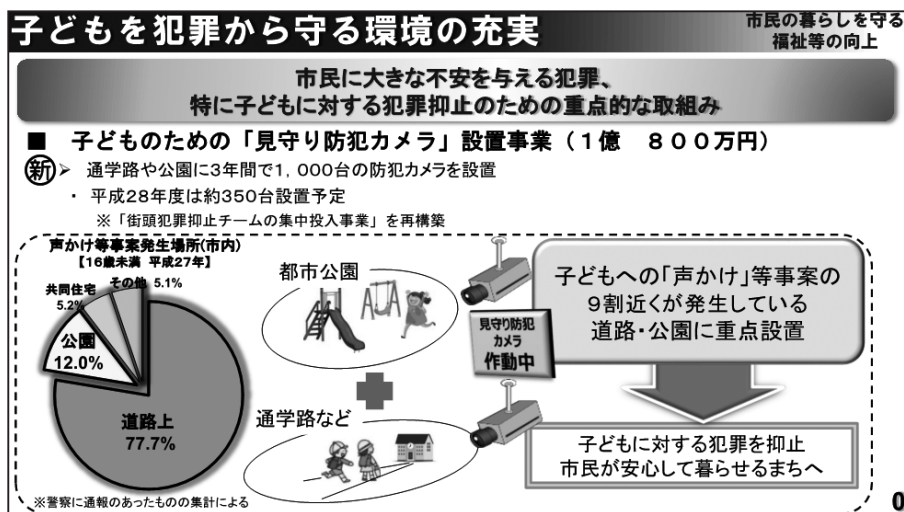


<ひったくり防止カバー取付キャンペーン>



### 3. 大阪市の主な取組み

- (1) 子どものための見守りカメラ設置事業
  - ・通学路など子どもが定期的に多く利用する施設を中心に350台設置予定（30年度までに1,000台を計画している）



<平成28年度市長記者会見資料より>

(2) 区独自の防犯カメラ設置事業

- ・区防犯カメラ補助設置（3区）
- ・区公設置カメラ事業（13区）

(3) 夜間の青色防犯パトロール委託事業

- ・地域ボランティアで困難な夜間・深夜帯（18:00-翌6:00）の青色防犯パトロールを委託し、区と大阪府警が連携して効果的なパトロールを実施（9区 合計5台）



<防犯カメラ>（大阪市ホームページより）

- ・区独自の夜間の青色防犯パトロール事業を実施（6区）

(4) 市職員による青色防犯パトロール活動

(5) 特殊詐欺被害防止の広報啓発活動

- ・警察署等関係機関と連携を強化し、チラシ、ポスター、啓発グッズの製作を行うとともに、あらゆる機会を捉えて、高齢者をターゲットにした広報啓発を行う。

(6) 自動車関連犯罪

- ・多発化している車上ねらい、部品ねらい、自転車盗難の防止に向けて、きめ細やかな啓発活動や関係団体への協力依頼、チラシ、ポスター配布などに集中的に取り組む。

(7) 防犯ボランティアに対する支援策の充実

- ・地域の青色防犯パトロール活動団体や子ども見守り活動団体に対して、活動費補助による支援を行う。
- ・青色防犯パトロール活動、子ども見守り活動及び落書き消去活動を行う団体に対して、活動に必要な物品の提供。

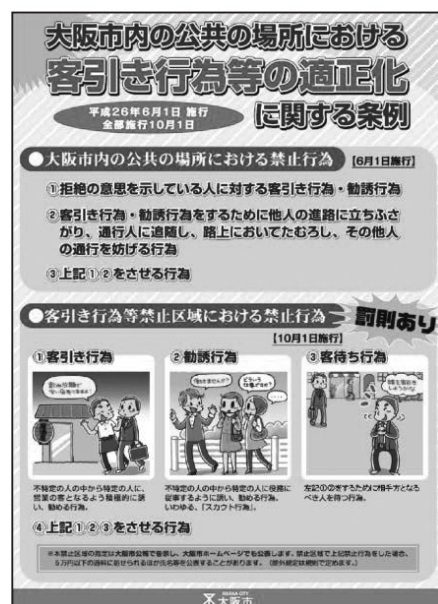
(8) 地域の特性・実情に応じた防犯対策事業

- ・各区における「安全なまちづくり推進協議会」の活動に対する支援を充実し、より地域の特性や実情に応じた防犯施策を推進するため、区長の裁量のもと、地域の特性が反映された防犯対策事業を実施。

(9) 大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の改正と運用

- ・ミナミヤキタの繁華街を訪れる市民等が安全に通行し、安心して利用できるよう、平成26年6月に大阪市客引き行為等適正化条例を施行。
- ・29年度から条例を改正して、店舗や業者への立入調査や店舗名等の公表を行うとともに、客引き行為等適正化指導員を増員（26名）して、対策を強化し、客引き行為等のより一層の適正化を図る。

<条例に基づく指導状況等>（28年4月～29年3月）  
指導593件、勧告94件、命令34件、過料処分17件



<広報チラシ>

4. 防犯カメラの設置促進について

(1) 設置台数

年度	設置台数	合計
平成21年度	事業所防犯カメラ補助制度 354台 地域防犯カメラ補助制度 4,980台 地下鉄及び駐輪場への設置 360台	5,694 台
平成22年度	防犯カメラ補助（街頭、マンション、駐車場等） 1,456台 公共施設への設置（区役所、図書館等） 64台	1,520 台
平成23年度	防犯カメラ補助（街頭、マンション、駐車場等） 819台 公共施設への設置（区役所、図書館等） 58台	877 台
平成24年度	子どもの安全見守り防犯カメラ補助（通学路周辺） 125台	125 台
平成25年度	子どもの安全見守り防犯カメラ補助（通学路周辺） 129台 各区補助制度・公設置事業 193台	322 台
平成26年度	各区防犯カメラ設置補助事業 31台 各区公設置事業 450台	481 台
平成27年度	各区防犯カメラ設置補助事業 79台 各区公設置事業 442台	521 台
平成28年度	子ども見守りカメラ設置事業（都市公園） 350台 各区防犯カメラ設置補助事業 35台 各区公設置事業（寄附含む） 414台	799 台
その他	大阪府商工労働部補助設置	1,388 台
合計		11,727 台

(2) 設置による効果

### コンビニ強盗未遂被疑者の検挙

大阪市東淀川区で5月、コンビニ店に刃物を持った男が押し入る強盗未遂事件があり、大阪府警東淀川署は24日、同区東中島2、無職、岡野壽容疑者(36)を強盗未遂などの疑いで逮捕、送検したと発表した。約400名離れた自宅まで徒歩で逃げる様子が付近の防犯カメラに映っており、岡野容疑者が浮上り、

### 逃走男 カメラが「尾行」

強盗未遂容疑で逮捕 東淀川 後、時半ごろ、同区東中島の「ローソン東中島二丁目店」で、同店の女性(31)にペティナイフ(刃渡り約16センチ)を突き付け、強盗未遂と脅迫。男性(36)が逃げ、逃走したとされている。容疑を認め、同署に自首した。

【朝日新聞】

平成28年6月25日 毎日新聞より

### 強制わいせつ被疑者の検挙

昨年10月1日午前1時半ごろ、大阪市東淀川区の路上で、20代女性が男に近づくと上半身を触られた。東淀川署員は、近くの市の無線式防犯カメラの下で専用端末を操作。事件が起きた時間帯の映像をダウンロードした。協定を結ぶ前なら、少なくとも8時間は待たされたケースだった。映っていたのは、灰色の上着と白いスポンを身につけた30代くらいの男。赤い自転車で走り去っていた。署員は同僚に特徴を伝え、通報から2時間足らずで緊急手配をかけた。逃げた方角にある防犯カメラ十数台を順番に確認し、男の自宅が割り当てられた。さらに周辺捜査を進め、赤い自転車も発見。署は11月28日、自営業の男(31)を強制わいせつなどの疑いで逮捕した。

(大塚俊哉、長谷川健)

平成29年2月16日 朝日新聞より

# 夜間の初動に効果

19

(3) 今後の課題など

◎防犯カメラの効果検証

一般的に防犯カメラの設置による犯罪等の未然防止や防犯カメラの映像を決め手として犯人検挙に至った実例があることから、防犯上の効果があることは明らかである。

しかし、その効果の数値的な把握・検証は困難であり、犯罪等の認知件数を指標としても、その増減は防犯カメラ単独による影響ではなく、複合的な防犯施策の結果として現れる。

◎補助設置した防犯カメラの耐用年数経過後の取り扱いについて

防犯カメラの補助設置は、地域住民の防犯に対する意識醸成につながっており、地域と協働した施策であるが、耐用年数経過後は、防犯カメラの故障や経年劣化が進むことから、防犯カメラの取り換えや修理に係る補助を求める声もある。

本市で補助設置した防犯カメラの多くは、国や大阪府の補助金等を活用して設置したものであるため、再度の市単独での財源捻出は困難であり、また、地域の運用管理となるため、防犯カメラの活用状況や稼働状況の把握も難しい。

◎その他の課題

- ・施設管理者への手続き関係（関西電力やN T Tなどの設置施設管理者への設置申請手続きの負担）
- ・設置場所の選定（地域住民の要望と防犯上の有効性との関係）
- ・ランニングコストの財源（機器の陳腐化、故障時の対応）など